

地方議会・議員のあり方に関する論点整理（案）

1. 地方議会の存在意義・多様な住民が参画する意義①

～なぜ地方議会に多様な層の住民が参画することが望ましいのか～

(1) 地方議会の存在意義・多様な住民が参画する意義

【これまでの研究会での議論等】

- 地方議会議員のなり手不足は地方自治の根幹に関わる大きな問題である。
- 地方対都市、若者対高齢者のような社会の分断を回避する仕組みとして議会は重要。そのために多様な人材が参画できるようにする必要があるのではないか。
- 国の意思決定に反映されない多様な意見や地域特性を、地域の意思決定に反映させるためには、多様な住民が地方議会に参画する必要があるのではないか。
- 議会は地域の代表、住民の代表として正統性を有するものだが、首長が自ら住民と直接つながって住民の声を吸い上げるようになった最近では、議会は何を目指すのかが問われている。
- 地方議会は多様な住民の意見を反映させるという点で、首長には持てない正統性があるのではないか。色々な人が入っていないと議会が多様であるといえないので、多様な人材を確保するための環境整備を進めないといけない。
- 人口減少や議員のなり手不足は全国的に生じうる現象であり、将来想像される姿からこれだけは実現すべきという対策を考えるべきではないか。

- ➔ 議会は、合議制の住民代表機関として、地域の民主的な合意形成を進め、民意を集約して団体意思を決定するという重要な役割を有している。
- ➔ 議員のなり手不足によって住民が自らの代表を選出できない状況は、地方自治・住民自治の根幹に関わる深刻な問題である。
- ➔ 今後、人口減少社会において増大する課題に対して、多様な層の住民が参画する議会であることが、住民にとって納得感のある合意形成を行うことにつながるのではないか。

1. 地方議会の存在意義・多様な住民が参画する意義②

～なぜ地方議会に多様な層の住民が参画することが望ましいのか～

(2) 地方議会・議員のあり方や位置づけ

【これまでの研究会での議論等】

(求められる議員像)

- どのような議会を目指してほしいのかについて、住民のコンセンサスをつくる必要があるのではないかと。プロフェッショナルを求めるのかどうかという観点が必要ではないか。
- 住民にとって、地方議員は、地元の名望家が地域貢献として務める名誉職であるようなイメージが定着しているのではないかと。そのことが、属性の偏りや報酬引き下げを求める議論につながっているのではないかと。

→ 各地域で議員のあり方(住民から求められる議員像)の議論が必要。議会が住民にとって納得感のある合意形成をするためには、議員の専門性を高め、専門化を進めるべきか。一定の専門性を保ちながら、多様な層の住民の参画を志向すべきか。

1. 地方議会の存在意義・多様な住民が参画する意義③

～なぜ地方議会に多様な層の住民が参画することが望ましいのか～

(2) 地方議会・議員のあり方や位置づけ (続き)

【これまでの研究会での議論等】

(規模の違い)

- なり手不足については小規模自治体の議会と指定都市等の議会とで背景が異なっており、小規模自治体を中心に議論した方がいいのではないか。
- 自治体間の規模の隔たりを考慮すると、一つの制度、一つの解決策では対応できないのではないか。
- 町村は全て同一ではなく、人口規模も様々であり、様々な議会がある。これで全てのなり手不足が解決するという方法はなく、一つ一つ議論を進めていく必要があるのではないか。

→ 団体間の規模が違い、会議開催日数や議員報酬が大きく異なるなど多様な議会が存在する。議会の多様性にどのように制度的に対応できるのか。

(1)～(2)を
踏まえ

→ 求められる議員像や規模の違いについての検討は引き続き必要であるが、まずは、多様な層の住民が議会に参画することを阻む要因をどのようにして取り除くことができるかを検討する必要があるのではないか。

2. 地方議員のなり手不足の要因に対応する際の視点

～多様な層の住民が議会に参画しない(できない)要因と対応をどのような視点で整理することが考えられるか～

【これまでの研究会での議論等】

- なり手不足の背景には、地方議員になることの魅力のなさがあるのではないか。
- 老後の生活や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境の整備をすることが大事ではないか。
- 生計を立てることのできない議員報酬が要因の一つ。多様な人材が参画できる環境の整備が重要課題であり、兼業禁止の緩和、手当制度の拡充等の議論を深めたい。
- 無投票当選が都市部の都道府県議会議員選挙でも起こっていることを踏まえると、人材不足や報酬の問題以外にもなり手不足の要因が存在しているのではないか。
- 議会・選挙の仕組みづくりと同時に、住民が関心を持ち、関わりを深めることが重要。
- 制度改正などの「外からの改革」を実現するには、議会自身が「内なる改革」によって住民からの信頼を得なければならない。

- ➔ 議員のなり手不足の要因については、議員報酬や兼業禁止などを含め、議員や潜在的ななり手の視点から整理し、対応を検討することが考えられるのではないか。【→4.及び5.】
- ➔ 議員の待遇に関する検討を行うには、各議会において住民との関わりを深める活動を行い、議会に対する住民の理解を得ていることが前提になるのではないか。【→3.】
- ➔ 住民が関心を持ち、関わりを深める取組は、潜在的な議員のなり手を長期的・継続的に涵養することにつながるのではないか。

3. 地方議会に対する住民の理解

～地方議会が住民の理解を得るためにはどのような取組が求められるのか～

【これまでの研究会での議論等】

(議会モニター・議会サポーター制度)

- 議会モニター制度のように住民が自らの問題として政策課題に向き合う機会を設けることとすれば、住民が主体的に議会との関わりを持ち、議員のなり手不足の解消につながるのではないか。

(住民への周知活動)

- 教育が政治のことを教えないことは大きな問題。子どもたちにとって政治や選挙が遠い存在になっている。教育の場で教えていく必要があるのではないか。
- 学生への教育には議員自ら出向いて直接対話することから始まるのが一番いいのではないか。
- 議会の側で出前事業を行うなどの取組が不足しているのではないか。
- 議会説明会に世帯主の方々が参加すればいいとするのではなく、意図的に相手を変えて、若い世代や女性が参加するように工夫することが必要ではないか。
- 役所の人もよく情報発信しているというが、行政事業レビューなどでは、発信することだけでなく、どれだけの人に届いたかが重要と言っている。

→ 議会活動に対する住民の理解を得るための方策について、議会としてどのような取組を進めていく必要があるのか。

4. 地方議員のなり手不足の要因①

～多様な層の住民が議会に参画しない(できない)要因は何か～

(1) 時間的な要因： 議員活動に要する時間が大きいことが制約となっているのではないか。

- 議員には産前産後の休暇取得の基準がなく、議会によっては欠席事由としての定めが会議規則にないところもある。

<関連する制度・要望>

- ① 柔軟な開催日時の設定（通年会期、夜間・休日議会等）（地方自治法102条、102条の2）
- ② 出産・育児・介護に伴う欠席・休暇

(2) 経済的な要因： 小規模団体では生計を立てるには議員報酬の額が低いことや、年金・手当に関する制度が民間企業と比べて整備されていないことが制約となっているのではないか。

- なり手不足の一因として低額な報酬がある。
- 町村は農村地帯が多いので、職業別では農業が約30%、議員専業は約20%となっている。議員報酬が少ないので、私の町でも会社をリタイアされた60歳以上の方が半分以上となっている。
- 議会として自主的に報酬をカットした時期があるが、あまり評価されなかった。
- 報酬については、通年議会にするので報酬を上げてほしいとした町村の例が見られる。上げるロジックがないとなかなか住民が賛同しないということがあるのではないか。
- 出雲市では最近議員報酬を3%引上げていただいた。報酬等審議会を8年ぶりに開催した。
- いわゆる議員の特権的な年金ではなく、厚生年金に加入しようという動きはいいことではないか。
- 政治に求められる人材は多様であるが、就職氷河期世代の人材を確保するという観点で議会は企業に勝てる待遇となっているのか。

<関連する制度・要望>

- ① 議員報酬・手当（地方自治法203条）
- ② 政務活動費の支給の有無（地方自治法100条）
- ③ 地方議員の年金

4. 地方議員のなり手不足の要因②

～多様な層の住民が議会に参画しない(できない) 要因は何か～

(3) 身分に関する規定 : 議員となること(立候補すること)に対する法令上の制約があるのではないか。

- 多様な人材が参画できる環境の整備が最重要課題であり、兼業禁止の緩和等の議論を進めたい。
- 兼業・兼職を禁止する必要があるという考え方が今も通用する自治体も存在するのではないか。
- 高知県大川村では兼業・請負の禁止が立候補の制約につながらないように独自の条例を定めた。

<関連する制度・要望>

- ① 兼業・請負の禁止 (地方自治法92条の2)
- ② 兼職の禁止 (地方自治法92条)

(4) 立候補環境 : 議員となるためには選挙において当選する必要があるが、選挙に伴う負担や落選するリスクが、議員になることの制約となっているのではないか。

- 震災によって住民が避難した後に定数を減らせという声が出たが、復興には一定程度の数で議論を進めることが大事。
- 定数を削減するという議論があるが、定数を削減した結果、得票のハードルが上がるために議員のなり手不足につながるという面があるのではないか。
- 老後の生活や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境の整備をすることが大事ではないか。

<関連する制度・要望>

- ① 定数 (地方自治法90条、91条)
- ② 立候補に伴う休暇保障

(5) その他 : (1)～(4)のほかに、議会の権能を強化し、又は議員の活動の自由度を拡大する観点からの検討事項として以下のものが挙げられるのではないか。

- 議長への招集権の付与
- 事務局体制の強化
- 議決事件の対象拡大
- 研修機会の拡大
- 予算修正権の拡大
- 財政措置の拡充 (ICT化、保育スペースの設置等) など

5. 地方議員のなり手不足と選挙制度

～地方議員の選挙制度について、根幹を含めた見直しを行うことで、多様な人材の参画を促すことができないか～

【これまでの研究会での議論等】

- 合併を経て面積が広がった町村も多くあることを踏まえて、選挙公営を拡大していく必要があるのではないかな。
- 多様化の観点からは、男女ペアによる立候補制度やクォータ制の採用も考えられるのではないかな。
- 基礎自治体の選挙については複数人を選ぶ「連記投票」の採用も考えられるのではないかな。
- 市町村議会議員の選挙について、選挙区を設定して実施することも考えられるのではないかな。

<関連する制度・要望>

- ① 選挙公営・供託金（公職選挙法92条、141条等）
- ② 地方選挙の日程の再統一
- ③ クォータ制
- ④ 連記制
- ⑤ 選挙区の設定（公職選挙法15条）

※ その他の選挙制度に関する要望等

- 被選挙権年齢の引き下げ
- 補欠選挙の改正
- 政治献金にかかる寄附金控除の対象への追加（町村のみ）
- 住所要件の見直し